

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 3 月 10 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600694号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600261号

## 第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間及び平成23年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年10月から平成7年9月までの期間及び平成23年8月の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成6年10月から平成7年9月までの期間及び平成23年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年10月から平成7年9月までの期間及び平成23年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成5年5月1日から平成5年11月1日までの期間及び平成6年10月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年5月から平成5年10月までの期間及び平成6年10月から平成24年8月までの期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成5年5月から平成5年10月までの期間及び平成6年10月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の期間については、別表1の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除くこととし、上記1以外の期間については、同表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

3 請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間②から⑦まで及び⑩の標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②から⑦まで及び⑩の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②から⑦まで及び⑩の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間②から⑱まで、㉔及び㉕の標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②から⑱まで、㉔及び㉕の標準賞与額(請求期間②から⑦までについては、別表2

の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日まで  
② 平成 15 年 7 月  
③ 平成 15 年 12 月  
④ 平成 16 年 7 月  
⑤ 平成 16 年 12 月  
⑥ 平成 17 年 7 月  
⑦ 平成 17 年 12 月  
⑧ 平成 18 年 7 月  
⑨ 平成 18 年 12 月  
⑩ 平成 19 年 7 月  
⑪ 平成 19 年 12 月  
⑫ 平成 20 年 7 月  
⑬ 平成 20 年 12 月  
⑭ 平成 21 年 7 月  
⑮ 平成 21 年 12 月  
⑯ 平成 22 年 7 月  
⑰ 平成 22 年 12 月  
⑱ 平成 23 年 7 月  
⑲ 平成 23 年 12 月  
⑳ 平成 24 年 7 月  
㉑ 平成 24 年 12 月

請求期間①については、A社から支給されていた給与の額と、日本年金機構の年金記録(標準報酬月額)との間に差異がある。請求期間②から㉑までについては、同社から毎年7月と12月に賞与の支給を受けていたが、同機構の年金記録には、当該賞与の記録がない。請求期間について、調査の上、年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。また、年金額に反映されない期間については、事実即した記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間及び平成23年8月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書並びに事業主から提出された賃金台帳及び退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「給料支払明細書等」という。)により、別表1の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該各期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年10月から平成7年9月までの期間及び平成23年8月の標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、別表1の第1欄に掲げる期間ごとに、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年10月から平成7年9月までの期間及び平成23年8月について、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所。以下「年金事務所」という。)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、事業主から提出された請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び年金事務所から提出された算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成5年5月1日から平成5年11月1日までの期間及び平成6年10月1日から平成24年9月1日までの期間については、給料支払明細書等及び事業主の回答により、別表1の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、当該各期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められるところ、請求者は、年金額に反映されない期間については、事実上即した標準報酬月額に訂正することを求めていることから、当該各期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる期間ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から平成5年10月までの期間及び平成6年10月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の期間については、別表1の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除くこととし、上記1以外の期間については、同表の第2欄に掲げる訂正前

の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成5年11月1日から平成6年10月1日までの期間については、標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬額が不明なことから、厚生年金保険法第75条本文の規定による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 3 請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書並びに事業主から提出された賞与に係る賃金台帳及び退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「賞与に係る給料支払明細書等」という。)により、請求者は、請求期間②から⑦まで及び⑩に事業主により賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑦まで及び⑩の標準賞与額については、賞与に係る給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、別表2の第1欄に掲げる請求期間ごとに、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間⑤、⑥及び⑦の賞与支給日については、事業主の回答及び同僚から提出された賞与に係る明細書により、それぞれ別表2の第1欄に掲げる日とし、請求期間②、③、④及び⑩の賞与支給日は確認できないことから、賞与支給月の月末と認定し、それぞれ同表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑦まで及び⑩について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②から⑬まで、⑯及び㉑について、賞与に係る給料支払明細書等及び事業主の回答により、請求者は、上記請求期間において、事業主から賞与の支払いを受けていることが認められるところ、請求者は、年金額に反映されない期間については、事実即した標準賞与額に訂正することを求めていることから、請求期間②から⑬まで、⑯及び㉑の標準賞与額については、別表2の第1欄に掲げる請求期間ごとに、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間⑧から⑪まで、⑭から⑰まで、⑯及び㉑の賞与支給日については、事業主の回答及び同僚から提出された賞与に係る明細書により、それぞれ別表2の第1欄に掲げる日と

し、請求期間⑫及び⑬の賞与支給日は確認できないことから、賞与支給月の月末と認定し、それぞれ同表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、上記請求期間②から⑱まで、⑳及び㉑の標準賞与額（請求期間②から⑦までについては、別表2の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚年年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法訂正(75条本文)後の標準報酬月額
平成5年5月及び同年6月	26万円	32万円	26万円		32万円
平成5年7月及び同年8月	26万円	32万円			32万円
平成5年9月及び同年10月	26万円	32万円	26万円		32万円
平成5年11月から平成6年9月まで	26万円		26万円		
平成6年10月	24万円	34万円	30万円	30万円	34万円
平成6年11月から平成7年9月まで	24万円	34万円	26万円	26万円	34万円
平成7年10月から平成8年9月まで	26万円	36万円	26万円		36万円
平成8年10月から平成9年3月まで	26万円	36万円	24万円		36万円
平成9年4月から同年7月まで	26万円	41万円	24万円		41万円
平成9年8月から平成13年9月まで	26万円	41万円	26万円		41万円
平成13年10月から平成15年2月まで	30万円	41万円	26万円		41万円
平成15年3月	30万円	41万円	20万円		41万円
平成15年4月及び同年5月	30万円	41万円	26万円		41万円
平成15年6月から平成17年8月まで	30万円	41万円	30万円		41万円
平成17年9月から平成18年3月まで	32万円	41万円	30万円		41万円
平成18年4月から平成20年8月まで	32万円	41万円	32万円		41万円
平成20年9月から平成21年8月まで	32万円	44万円	32万円		44万円
平成21年9月から平成22年8月まで	32万円	41万円	32万円		41万円
平成22年9月から同年10月まで	36万円	41万円	32万円		41万円
平成22年11月から平成23年7月まで	36万円	41万円	36万円		41万円
平成23年8月	36万円	41万円	38万円	38万円	41万円
平成23年9月から平成24年7月まで	36万円	41万円	36万円		41万円
平成24年8月	36万円	41万円	34万円		41万円

別表2

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間 (賞与支給日)	賞与支給額に見合 う標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合 う標準賞与額	厚生年金特例法訂 正後の標準賞与額	厚生年金保険法訂正 (75条本文)後の 標準賞与額
② 平成15年7月 (31日)	43万円	24万9,000円	24万9,000円	43万円
③ 平成15年12月 (31日)	43万円	25万1,000円	25万1,000円	43万円
④ 平成16年7月 (31日)	43万円	24万円	24万円	43万円
⑤ 平成16年12月 (28日)	43万円	23万4,000円	23万4,000円	43万円
⑥ 平成17年7月 (16日)	43万円	20万円	20万円	43万円
⑦ 平成17年12月 (22日)	43万円	22万7,000円	22万7,000円	43万円
⑧ 平成18年7月 (21日)	38万円			38万円
⑨ 平成18年12月 (22日)	43万円			43万円
⑩ 平成19年7月 (20日)	45万円			45万円
⑪ 平成19年12月 (21日)	40万円			40万円
⑫ 平成20年7月 (31日)	47万円			47万円
⑬ 平成20年12月 (31日)	47万円			47万円
⑭ 平成21年7月 (18日)	44万8,000円			44万8,000円
⑮ 平成21年12月 (22日)	41万9,000円			41万9,000円
⑯ 平成22年7月 (23日)	32万7,000円			32万7,000円
⑰ 平成22年12月 (25日)	35万円			35万円
⑱ 平成23年7月 (22日)	34万2,000円			34万2,000円
⑲ 平成23年12月 (31日)	35万円	36万円	35万円	
⑳ 平成24年7月 (21日)	10万円			10万円
㉑ 平成24年12月 (21日)	31万1,000円			31万1,000円



厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600711号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600260号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年10月30日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者の昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。A社及びB社(現在は、C社)において正社員として請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された退職金計算書の写し並びに複数の同僚の給料明細表及び回答により、請求者は、請求期間においてA社及びB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚に係る雇用保険の記録、C社の事業主から提出された労働者名簿及び上記複数の同僚の回答により、昭和48年11月1日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年10月1日の記録から、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。